

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（147）」

2. 日時：平成29年5月16日 10時00分～11時45分

3. 場所：原子力規制庁 8階南会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

近田安全審査官、義崎原子力保安検査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント管理グループ 課長

他2名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、平成29年4月28日に提出を受けた『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』における、設置許可基準規則等への適合性のうち「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 重大事故等対処設備（設計基準拡張）の位置づけを明確にすること。
- 各手順において、系統選択がある場合は選択にあたっての優先順位の考え方を示すこと。
- 「監視計器一覧」について、常用監視パラメータ又は重要代替監視パラメータ以外のパラメータについて説明すること。
- あいまいな記載となっている部分（手順着手の条件、設備の43条適合状況等）について明確化すること。
- 上記の明確化について、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』における他の条項に対しても展開し実施すること。

(2) 日本原子力発電株式会社から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし